

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	13. 支所の取扱い	協議細目	
調整方針	<p>(案) 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村にそれぞれ支所を設置する。 また、支所機能に見合った適正な職員配置を行うとともに、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮する。 それぞれに設置される支所の名称については、現在の洞戸村役場を「関市洞戸事務所」、板取村役場を「関市板取事務所」、 武儀町役場を「関市武儀事務所」、上之保村役場を「関市上之保事務所」とする。</p>		
項目	参 考 資 料		
	<p>資料は、第3回合併協議会(7月14日)に提出済み。(P27~P33)</p>		